

中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令案（概要）について

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

1. 改正の趣旨

- 特定業種退職金共済制度は、厚生労働大臣が指定した特定業種に期間を定めて雇用される労働者を対象とする退職金制度であり、現在、特定業種として建設業、清酒製造業及び林業が指定されている。
- 特定業種退職金共済制度の退職金の額については、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「中退法」という。）第43条第5項において政令で定めることとされており、また、少なくとも5年ごとに、退職金額の支給に要する費用及び収入運用の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとされている（中退法第85条。以下この検討を「財政検証」という。）。
- 令和7年3月19日に労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において取りまとめられた財政検証の結果においては、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）について、同制度の魅力を維持しながら、できるだけ制度の安定的な運営を図るべく、退職金の予定運用利回りを引き上げるべきとされた。
※ 清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度については、退職金の予定運用利回りは据え置くこととされた。
- 当該財政検証の結果を踏まえ、建退共の退職金の額を変更するため、中小企業退職金共済法施行令（昭和39年政令第188号）を改正する。

2. 改正の概要

（1）退職金の額の変更

建退共について、予定運用利回りを年1.3%から1.5%に引き上げるとともに、建退共の退職金額の算定に用いる、掛金納付月数ごとの退職金額を変更する（別表第6の改正）。

（2）掛金納付月数の通算に用いる額の変更

被共済者が特定業種間を移動した場合等に行う掛金納付月数の通算について、（1）の改正に伴い、掛金納付月数の通算に用いる掛金納付月数ごとの額を変更する（別表第9の改正）。

（3）経過措置

本政令案の施行日前から引き続き建退共に参加している者に係る退職金額等について、所要の経過措置を設ける（附則第2条から附則第5条まで）。

（4）その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

中退法第43条第5項、第46条第2項及び第3項、第53条並びに第55条第2項及び第3項

4. 施行期日等

- 公布日：令和8年7月（予定）
- 施行期日：令和8年10月1日